

豊橋総合動植物公園レストラン等使用要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、豊橋総合動植物公園来園者の利便を図るため、施設内に設置するレストラン等の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用場所)

第2条 レストラン等は展望塔内、遊園地入口及び西門の所定の場所とする。

2 使用者は、園内所定の個所において飲食物の臨時売店を設置することができる。

(許可期間)

第3条 使用許可の期間は5年を上限とする。ただし、運営状況が良好で、許可内容・条件に違反等がない場合には、更新することができる。

(使用希望者の募集)

第4条 使用希望者の募集は、所定の事項を公告しこれを募集する。

(資 格)

第5条 使用を申請できる者は、国税、地方税を滞納しておらず、必要な営業許可及び飲食店事業における3年以上の営業経験を持つ者とする。

(申請に必要な書類)

第6条 使用許可を受けようとする者は、許可申請書(様式第1その2)に次の各号に掲げる書類を添え市長に提出するものとする。

- (1) 住民票謄本(法人の場合は登記事項証明書)
- (2) 申込者について国税及び地方税に滞納がないことが分かる証明書
- (3) 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を受けていることを証明できる書類
- (4) その他市長が必要とするもの

(連帯保証人)

第7条 許可申請書に必要な連帯保証人の資格は、国税及び地方税を滞納していない者でなければならない。

(使用者の決定)

第8条 市長は、申請があり前条の規定を具備したもののうちから、次の事項を勘案し適当と認めた者を使用者として決定する。

- (1) 使用料の額
- (2) 申請者の営業状態
- (3) 商品の価格
- (4) その他参考事項

(請書の提出)

第9条 使用許可を受けた者は、すみやかに請書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第10条 使用料は、豊橋市都市公園条例により算出された額を基本として決定する。

2 公募等により使用料を事業者提案に基づき定める場合は前項で算出された額を下回らない額で事業者の提案に基づき市が決定する。

3 第2条第2項の臨時売店の使用料については本条第1項または第2項の使用料とは別に豊橋市都市公園条例第10条の規定に基づき決定した使用料を市へ支払うものとする。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、当該年度分の使用料を市が納入通知書を発行した日から15日以内に納めなければならない。

2 すでに納付した使用料は、原則として返還しない。ただし、市の都合により施設を閉鎖したときは、閉鎖期間の日数計算した額を返還する。

(レストラン等の備品、設備)

第12条 レストラン等において使用する備品、設備は、既設したものを除き必要な物は使用者が調達するものとする。

ただし、これらの設備器具の搬入にあたっては、あらかじめ市長に届け出、承認を得なければならない。

(光熱水費の負担)

第13条 レストラン等の営業に必要な電気、水道等の光熱水費は、使用した実費額を市の発行する納入通知書により納めなければならない。

(遵守事項)

第14条 使用者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 本レストラン等の営業にかかる権利を且保又は貸付、若しくは譲渡することはできない。
- (2) 施設の形状若しくは性質を変え、又は工作物を設置する場合にはあらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- (3) 販売する物品は、市と協議の上、決定することとする。
なお、献立内容、価格等については、他の同業者の内容を検討し来園者の希望に沿うよう常に努力すること。
- (4) 衛生環境を常に整備し、販売物品の清潔保持に努め、伝染病その他疾病予防に万全の措置を講じること。
- (5) レストラン等の業務に携わる者は、施設の品位を保つよう努力しなければならない。
- (6) クレームや要望等については、運営事業者で迅速かつ誠実に対応すること。
なお、事故が発生した場合は速やかに市へ報告すること。
- (7) 意見箱を設置する等、利用者からの意見・要望を受けられる体制について市と協議の上、定めること。

(許可の取消し)

第15条 使用者が、次の各号に該当するときは市長は使用許可を取消することができる。

- (1) 公用又は公共の用に供する必要を生じたとき

- (2) 使用料を滞納したとき
 - (3) 正当な理由なく1ヵ月以上休業したとき
 - (4) 関係法令、条例規則、募集要項及びこの要項の規定に違反したとき
 - (5) その他市長において適当でないと認めたとき
- (継続使用の許可)

第16条 使用者は、許可期間を経て更に継続使用を希望するときは、許可申請書(様式第1その2)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に定める許可申請書を受理したときは第14条及び第15条に定める事項に違反のないとき並びに営業状況を勘案し継続使用許可をするものとする。
- (損害の補償)

第17条 第15条により許可を取消したとき、取消しにより生じた損害は補償しない。

(賠償)

第18条 使用者の責任に帰すべき事由により施設その他を破損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。又第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。

- 2 市長は第15条第1項第2号から第5号により市が著しい損害を受けた場合は、その事実を公表するとともに、法的措置により損害賠償請求をすることがある。
- (保安の責任)

第19条 レストラン等の保持及び取締りは、使用者の責任において行うものとする。

(設備、備品の撤去)

第20条 使用許可の取消し又は使用者から継続使用の意思がない旨申し出があったときは、使用者は許可期限日までに既設物を除く自己の設置した備品、設備を撤去し、また工作物等がある場合には使用者の責任において原状復帰し市長の検査を受けなければならない。

ただし、原状復帰が困難なとき又は適切でないと認められるときは、市長の承認を得て現状のままとすることができる。